

令和7年度 鶴見区社会福祉協議会 一般競争入札
「鶴見区在宅サービスセンター東側塀改修工事請負業務」に係る実施要領・仕様書

- 1 業 務 名 称 鶴見区在宅サービスセンター東側塀改修工事請負業務
- 2 契 約 先 社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会
- 3 施 行 場 所 鶴見区在宅サービスセンター
大阪市鶴見区諸口5丁目浜6-12
- 4 業 務 内 容 東側ブロック塀撤去及びフェンス型塀設置
別紙 工事内容一覧表のとおり
- 5 業務委託期間 業務委託契約締結日から令和7年12月26日（金）まで
- 6 業務の概要等
 - (1) 作業に必要な部材については、受注者の責任で手配すること。
 - (2) 作業に必要な消耗品、交通費及び諸経費等は、受注者にて負担すること。
 - (3) 作業に必要な申請手続きがある場合は、受注者が行うこと。
 - (4) 作業の安全管理は、受注者の責任で行い、発注者はその責を負わない。受注者は作業の安全管理に関する責任者を選定し、関係法令に従って安全管理を行うこと。
 - (5) 作業を行う際には、資材等の搬出入の対象となる出入口、玄関、廊下、通路、エレベータホール、エレベータ籠内、作業床、その他の出隅等破損の恐れのある場所、什器については養生を行うものとし、養生に使用する資材、養生の範囲等の仕様については、発注者と十分協議し了承を得ること。
 - (6) 工事施行に伴う発生物の収集、運搬、処分については本工事に含まれる。「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等に基づき適切に搬送処分し、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為のないように、また産業廃棄物報告書（マニフェストの写し）等を提出すること。
 - (7) 万一作業中に所有物または共有部分に破損を生じた際には、速やかに発注者に報告のうえ受注者の責任で原状回復を行うこと。
 - (8) すべての作業が終了するまでの間、進捗状況に応じて片付け及び清掃を行うこと。
 - (9) 受注者は作業完了に関する内容（実施日、実施者名簿、機器名なら

びに施工写真、産業廃棄物管理票）を書面により提出すること。

（１０）本修繕工事を施工するにあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。

（１１）敷地内は全面禁煙とする。

（１２）作業は原則月曜日～金曜日とする。作業時間は９時～１７時までとし清掃片付けのうえ１７時３０分までに退場すること。

なお、土日祝日および時間外に作業を実施する場合は発注者の承諾を得ること。

7 仮設工事 （１）共通事項

a. 区画

受注者は、必要に応じて資材置場・廃棄物置場等はバリケードなどで区画をすること。

b. 工事用掲示等

受注者は、工事現場の適切な箇所に工事名称看板・建設業の許可票・労災保険関係成立票・作業主任者看板・道路占用使用許可証・産業廃棄物保管場所の看板等を設置する。

c. 工事用水・電力

原則として、発注者より無償にて支給する。但し、引き込みに要する費用は受注者負担とする。

d. 災害防止

①関係法規に従い工事現場の内外を問わず工事実施に伴う危険防止・騒音防止・災害防止・公害防止・風水害対策などに努めること。

②大型車両（仮設足場設置・解体時等）の通行がある場合、受注者は必ず誘導員を配置し、歩行者・車両等の安全に配慮し、適切な誘導を行うこと。

③危険区域は社員及び利用者の皆様及び第三者に対する災害防止を徹底し、「頭上注意」・「立入禁止」等の標識を掲示する。また必要に応じてバリケード・ロープ等で立入禁止区域を区画すること。

④受注者は共通の腕章等の身分証明を身につけ、作業に従事する。また、作業の際は、保護帽等を着用する。

（２）仮設建物の設置

a. 資材置き場等は発注者と協議の上で設定する。

b. 仮設洗面所・トイレを設ける場合は、適切な排水処理を行い、衛生管理・清掃に努める。

c. 危険物保管場所は、関連法規に従う事とする。また「火気厳禁」

の表示を行い、消火器を設置する。

(3) 仮設物の撤去

- a. 受注者は引渡しまでに、一切の工事用仮設物を撤去し、付近の清掃・地均し等をする。

8 検 査

- (1) 受注者は発注者の検査の際に、自主検査を提出する。
(2) 発注者の検査で指摘された事項は、記録の上補修工事を行った後、発注者の確認を受ける。

9 参 加 資 格

次の事項に該当し、本会がその資格を認めた者について、入札に参加することができる。

- (1) 大阪市入札参加資格有資格者名簿において、工事種別「建築工事」を有する者であること。
(2) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事施工中は配置できること。
1 級建築施工管理技士または 2 級建築施工管理技士
(3) (2) に掲げる配置技術者は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある期間が、入札参加申込以前 3 か月以上であることを証明できる証憑を提出できること。
(4) 建設業法による営業停止期間中でないこと。
(5) 大阪市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
(7) 租税に滞納がないこと。
(8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生法手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定を受けた者を除く。)ではないこと。
(9) 大阪市暴力団排除条例に規定する暴力団員および暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
(10) 大阪市内に本社、支社(支店)または営業所を有する単体企業であること。
(11) 令和 4 年度経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書評価の築一式の総合評定値 (P) があること。

10 参加申請時の提出書類

- (1) 令和 4・5・6・7 年度大阪市入札参加有資格者名簿「建築工事」を有する写し
(2) 建設業の許可登録証の写し

- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し ~~(600点以上)~~
- (4) 配置技術者の雇用関係を証する資料として次の何れかとし、所属会社名が記載しているものとする。
 - ・健康保険被保険者証の写し
 - ・住民税特別徴収税額通知書の写し
 - ・雇用保険における被保険者証または被保険者証通知書の写し
- (5) 配置技術者の資格者証として次の何れかの写し
 - ・1級建築施工管理技士、または2級建築施工管理技士資格者証
 - ・または、これに準ずる国家資格を有する者、もしくは10年以上の実務経験者の証明書が提出できるもの。

- 1 1 参 加 手 続 き (1) 申請期間 令和7年11月7日(金)から19日(水)午後5時まで
本会ホームページに公示
- (2) 提出書類 入札参加申請書(様式1)
参加申請時の提出書類
- (3) 提出方法 本会へ持参または郵送にて提出してください。
- (4) 申請確認 申請書確認後、「入札指名通知書」を送付します。
- (5) 質問事項 仕様書に関する質問事項については、11月17日(月)までとし本会まで問合わせてください。
- 1 2 応 札 方 法 (1) 提出期日 令和7年11月20日(木)正午(必着)
- (2) 入札書の提出 期日までに、入札指名通知書と見積書を封筒に入れ、封をし、本会へ持参または郵送にて提出してください。
- (3) 見 積 書 別紙 工事内容一覧を参照してください。
- 1 3 提 出 場 所 社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会
鶴見区在宅サービスセンター
大阪市鶴見区諸口5丁目浜6-12
- 1 4 開 札 方 法 (1) 開札日時 令和7年11月20日(木)午後3時
- (2) 開札場所 社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会
鶴見区在宅サービスセンター 3階 会議室
- (3) 決定方法 入札書を開封し、入札金額が最も低い業者で有効な入札を行ったものを落札業者とします。最低価格が複数の場合は、該当者のみで再度、応札を実施します。
応札方法は該当者のみに通知します。開札には必ず

立ち会う必要はありません。

(4) 入札辞退 一般競争入札を辞退される場合は、担当者へその旨を申し出るとともに、辞退届(様式3)を提出すること。

(5) 入札の無効 次のいずれかに該当したときは、無効となります。

- ・入札参加資格のない者がした入札
- ・入札期日までに提出されなかった入札
- ・入札者の記名押印のない入札

15 結果通知日 令和7年11月26日(水)までに通知します。

- 16 その他
- (1) 契約者は、履行期限内に円滑に業務が進められるよう。十分な体制で臨むこと。
 - (2) 一般競争入札の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
 - (3) この一般競争入札を行う場合に遵守すべき事項は、「入札指名通知書兼入札指名通知事項」による。
 - (4) 保証人は不要とする。
 - (5) 開札後落札までに、参加者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。)が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
 - (6) 落札後、契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
 - (7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
 - (8) 契約書は、発注者と協議のうえ、落札者が2通作成する。

17 問合せ先 社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会(担当者:小橋・山本)
電話 06-6913-7070